


# 運営上の留意事項について

- 
- ・不正請求の防止について
  - ・制度改正前倒し内容について
  - ・障がい福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)について
- 

# 不正請求の防止について

---

## ○不正請求とは

法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求すること。

(例) サービスを行っていないにもかかわらず、サービスを行ったように装って報酬請求した場合  
一定の基準要件を満たさずに加算を請求した場合

## ○不正請求を防ぐために

- ・各事業所で加算の要件を満たしているか確認
- ・各事業所等で請求業務を行うとき、正しい請求をしているか確認
- ・支援提供者一人一人が制度の仕組みを理解してサービス提供を行い、サービス内容と請求内容に誤りが生じないようにする。
- ・法令順守責任者を中心として、不正を発生させない対応を行う。

公的なサービスの提供により、公的な報酬が支払われていることをしっかりと理解しましょう！

## 不適切事例

例1: 人員基準違反と知っていたが、減算適用せず、また加算要件を充足していないにもかかわらず加算を算定した。(不正請求)

⇒加算の算定に必要な要件を確認して算定してください。

例2: サービス提供に必要な人員を配置せずサービス提供を行っていた。(人員基準違反)

⇒必要な人員の確保及び従業員の資格取得等により基準を満たして下さい。

例3: 指定日までに設備等使用できる状態ではないにも関わらず、申請内容の変更や取り下げを行うことなく指定を受けた。(不正の手段による指定)

⇒指定日はその日から受け入れができ、支援できる状況にしておくことです。

**不正請求等は絶対に行わないでください。**

# 2027年度(令和9年度)制度改正前倒し 内容について

---

- ・就労移行支援体制加算の見直し
- ・就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し
- ・新規事業所に対する臨時応急的な報酬単価の特例
- ・処遇改善加算の拡充

# 就労移行支援体制加算の見直し

---

・就労移行支援体制加算とは・・・就労継続支援(A型・B型)事業所等が、利用者の一般就労を支援し、就職後6か月以上安定して働き続けていることを評価するもの。

2026年(令和8年)4月から

- ①事業所の定員数までの上限設定
- ②過去3年間における同一利用者の算定制限

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し

## 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 参考：システム上の取扱い①

別添資料②の参考

システムにおける就労継続支援B型の基本報酬の算定区分は、令和8年6月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

- ・現行で【（一）～（六）】と表示されていた区分は、【（R8改定対象外）（一）～（六）】の区分に自動で切り替わる
- ・現行の【（七）～（九）】の区分については、変更なし
- ・【（R8改定対象）（一）～（F）】の区分が新設される

現行		令和8年6月以降	
（一） 4万5千円以上	自動で切り替わる	（R8改定対象外）（一） 4万5千円以上	従前の区分
（二） 3万5千円以上4万5千円未満		（R8改定対象外）（二） 3万5千円以上4万5千円未満	
（三） 3万円以上3万5千円未満		（R8改定対象外）（三） 3万円以上3万5千円未満	
（四） 2万5千円以上3万円未満		（R8改定対象外）（四） 2万5千円以上3万円未満	
（五） 2万円以上2万5千円未満		（R8改定対象外）（五） 2万円以上2万5千円未満	
（六） 1万5千円以上2万円未満		（R8改定対象外）（六） 1万5千円以上2万円未満	
（七） 1万円以上1万5千円未満	変更なし	（七） 1万円以上1万5千円未満	改定なしの区分
（八） 1万円未満		（八） 1万円未満	
（九） なし（経過措置対象）		（九） なし（経過措置対象）	
	新設	（R8改定対象）（一） 4万8千円以上	R8改定後の区分
		（R8改定対象）（A） 4万5千円以上4万8千円未満	
		（R8改定対象）（二） 3万8千円以上4万5千円未満	
		（R8改定対象）（B） 3万5千円以上3万8千円未満	
		（R8改定対象）（三） 3万3千円以上3万5千円未満	
		（R8改定対象）（C） 3万円以上3万3千円未満	
		（R8改定対象）（四） 2万8千円以上3万円未満	
		（R8改定対象）（D） 2万5千円以上2万8千円未満	
		（R8改定対象）（五） 2万3千円以上2万5千円未満	
		（R8改定対象）（E） 2万円以上2万3千円未満	
		（R8改定対象）（六） 1万8千円以上2万円未満	
	（R8改定対象）（F） 1万5千円以上1万8千円未満		

## 事務連絡

(Q&A)

- PDF 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和8年3月31日) [239KB] ④
- PDF 別紙1 応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について (障害児通所支援) [532KB] ④
- X 別紙1 参考様式 [19KB] ④
- PDF 別紙2 応急的報酬単価と配慮措置の請求時の審査手順について (障害児通所支援) [555KB] ④
- PDF 別紙3 応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について (障害福祉サービス) [567KB] ④
- X 別紙3 参考様式 [20KB] ④
- PDF 別紙4 応急的報酬単価と配慮措置の請求時の審査手順について (障害福祉サービス) [529KB] ④
- X 別紙5-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 [36KB] ④
- X 別紙5-2 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 [33KB] ④
- PDF 別紙6 就労移行支援体制加算の見直し [628KB] ④
- PDF 別添資料 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて [656KB] ④



# 新規事業所に対する臨時応急的な報酬単価の特例

---

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。（既存の事業所について従前のおり）

## 対象期間

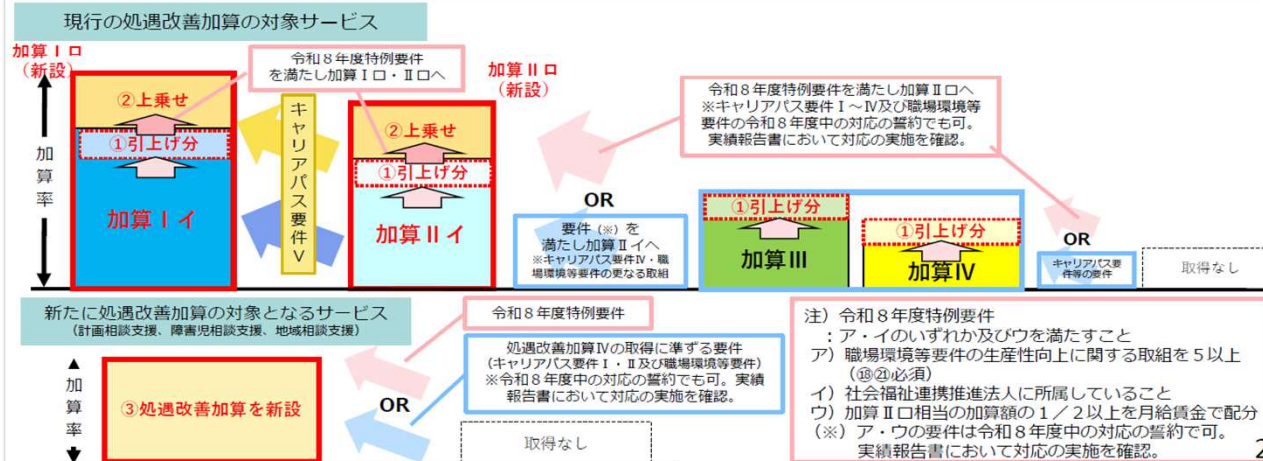
2026年（令和8年）6月～2027年度（令和9年度）報酬改定まで

# 処遇改善加算の拡充

## 1(1) 処遇改善加算の拡充①

### 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

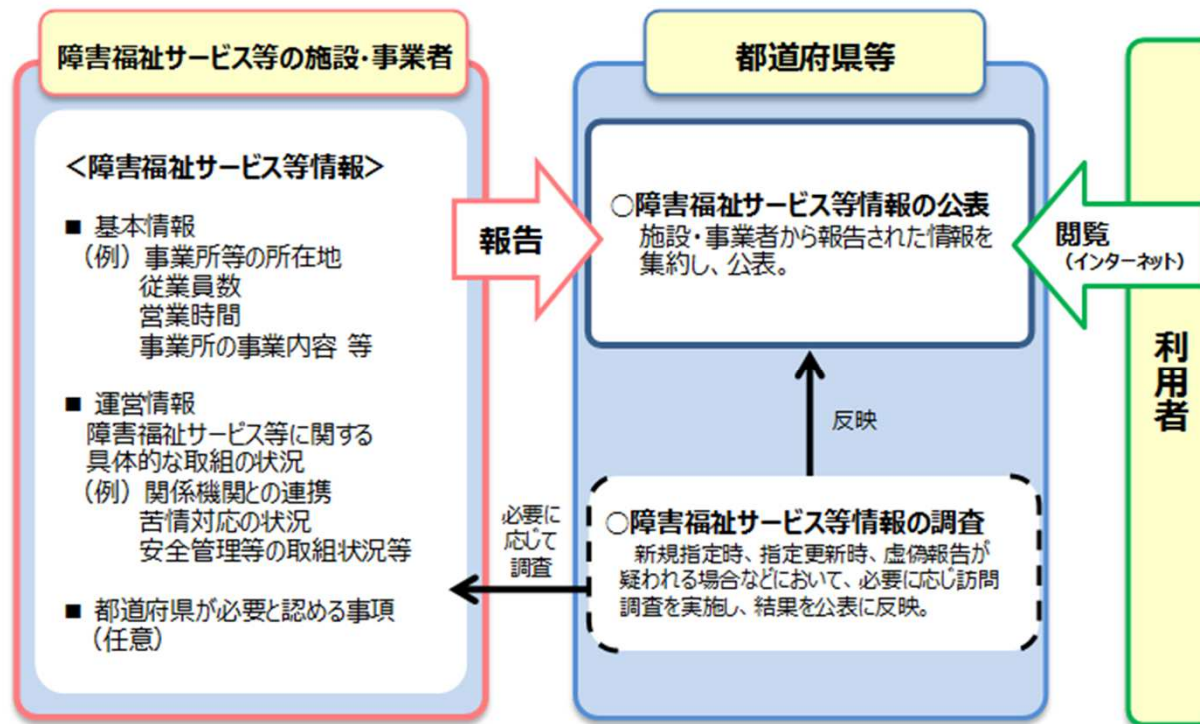


# 障がい福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)について

---

- ・障がい福祉サービス等情報公表制度の概要
- ・報告・公表事項について
- ・情報公表未報告減算について
- ・経営情報入力時のよくある間違い
- ・災害時情報公表システムについて
- ・災害時情報共有システムの利用の流れ

# 障がい福祉サービス等情報公表制度の概要



# 報告・公表事項について

## 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定めている。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業員数、サービスの内容等の基本的な情報。  
「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の情報。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等</li></ul>
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等</li><li>○ サービスに従事する従業員に関する事項 ・ 従業員数、勤務形態、労働時間、経験年数 等</li><li>○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等</li><li>○ 利用料等に関する事項 など</li></ul>
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者の権利擁護の取組</li><li>○ サービスの質の確保の取組</li><li>○ 相談・苦情等への対応</li><li>○ サービスの評価、改善等の取組</li><li>○ 外部の者等との連携</li><li>○ 適切な事業運営・管理の体制</li><li>○ 安全・衛生管理等の体制</li><li>○ 情報の管理、個人情報保護等の取組</li><li>○ その他(従業員の研修の状況等) など</li></ul>

# 情報公表未報告減算について

## 情報公表未報告の事業所への対応

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

### 概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 経営情報入力時のよくある間違い

---

●報告をする年度を間違えている。

(例2025年度の決算情報を報告する場合・・・会計年度の始期が2025年)

× 会計期間2024年11月～2025年10月(会計年度の始期が2024年)

●「経営情報を含めずに承認者へ申請する」にチェックが入っている。

⇒経営情報が含まれませんので、承認されません。

●新規事業所であるが、経営情報が入力されている。

# 災害時情報公表システムについて

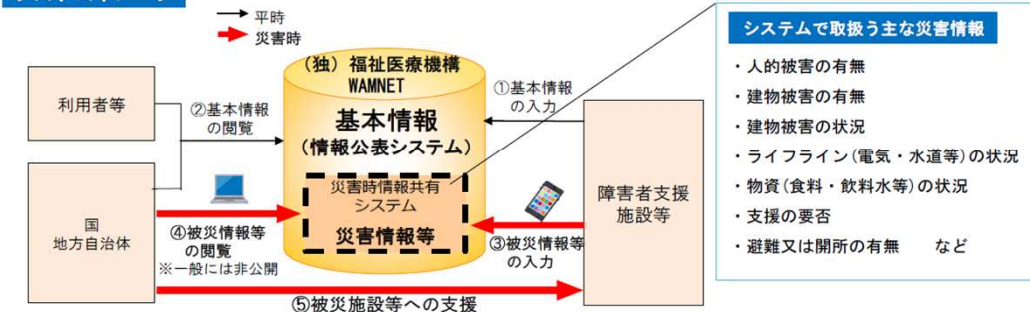
## 災害時情報共有システム（障害者支援施設等分）

参考

### 事業概要

障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの活用により、災害発生時における障害者支援施設等の被害状況を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげる。

### システムイメージ



### システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化  
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化  
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状態確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

## 【災害時情報共有システム対象施設種別】

### 障害者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 共同生活援助
- (3) 短期入所
- (4) 療養介護

### 障害児関係施設

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 障害児相談支援

# 災害時情報共有システムの利用の流れ

## 災害が発生した場合

1. WAMNET(情報公表システム)の「システムからの連絡先」に登録されているメールアドレスに災害時情報共有システムからメールが届く。
2. メール本文にあるURLをクリックする。
3. 被災状況を回答する。

From: s-saigai@wamnet.wam.go.jp

Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示(〇〇県)

ご担当者様

〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。

以下に記載した URL を用いてシステムにアクセスし、被害の有無に関わらず施設等の被災状況を速やかに報告してください。

被害がない場合でも、被害がないことを速やかに報告してください。

災害名称：〇〇災害

アクセス URL 〇〇施設××サービス：{アクセス URL}

災害情報確認後、以下の手順にて施設への被災状況報告を実施してください。

手順 1. システムにアクセスし、被災状況を入力する。

手順 2. 画面右上の登録ボタンをクリックする。

※本メールは障害者支援施設等災害時情報共有システムから自動送信されていますので、返信はできません。

被災地支援のための重要な情報となります。このメールを受けたらすぐに被災の有無にかかわらず上記アクセス URL から必ず報告してください。

{報告時の注意事項等}